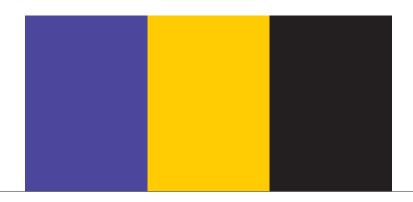


# 大阪大学・国際交流等に伴う 危機管理対応 マニュアル

# Contents

国際交流等に伴う危機管理について(概要) 危機管理対応マニュアル					
厄悦	愛官理刈応マニュアル				
I.	国際交流等に伴う危機管理の必要性とその必要なケース	10			
П.	危機管理対応(学生等の派遣前)マニュアルその1	10			
Ⅲ.	危機管理対応(学生等の派遣後・危機発生時)マニュアルその2	12			
IV.	海外への派遣(留学・研修等)の実施、中止、延期、継続、	14			
	途中帰国の判断基準(ガイドライン)				
	マニュアルその3				
V.	危機管理対応(受入れ外国人留学生等対応)	16			
	マニュアルその4				
VI.	派遣(留学・研修等)学生等が行うべき危機管理対応	20			
	マニュアルその5				
大队	反大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項	25			



### 国際交流等に伴う危機管理に

危機管理

1.危機管理の必要

2.国際交流等に 危機管理対応 などの作成

3.危機管理対応 必ず加入す<sup>へ</sup>

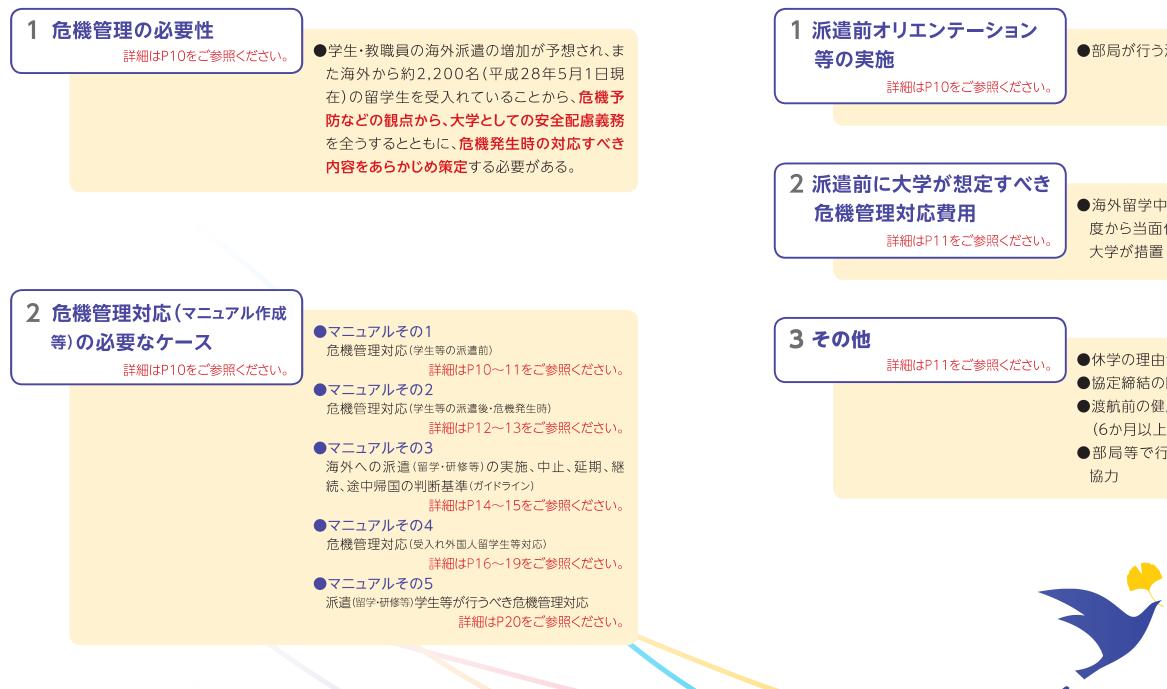
#### 大阪大学における国際交流等に 伴う危機管理対策要項

第1条(目的) 第2条(定義) 第3条(対象とする事象) 第4条(総長等の責務) 第5条(危機管理体制の充実のための措置等) 第6条(危機管理に関する情報収集) 第7条(対策本部の設置) 第8条(事案処理の特例) 第9条(総長が不在の場合の措置) 第10条(雑則)

- V. 危機管理対応(受入れ外国人留学生等対応) マニュアルその4
- VI.派遣(留学・研修等)学生等が行うべき 危機管理対応 マニュアルその5

I. 国際交流等に伴う危機管理の必要性と その必要なケース(概要)

II. 危機管理対応(学生等の派遣前) マニュアルその1(概要)



●部局が行う派遣先情報などの把握と説明事項

●海外留学中等の死亡、入院等の費用は発生頻 度から当面保険には加入せず適宜対応費用を

●休学の理由が「留学」の場合における留意点 ●協定締結の際の留意点 ●渡航前の健康診断の受診義務 (6か月以上海外渡航の場合) ●部局等で行う派遣前オリエンテーションへの

# **III.**危機管理対応(学生等の派遣後・危機発生時) マニュアルその2(概要)

#### 1 危機のケースと基本的な 対応方針

(1) 危機のケース (2) 危機発生時の基本的対応方針

詳細はP12をご参照ください。

(1) 想定される危機発生のケース ①天災・テロ・事故等により生死不明 ②事件・事故等の被害者・加害者など

(2)基本的対応方針 ①対策本部を設置する場合の対応 ②対策本部を設置しない場合の対応

#### 2 危機のケース別対応方法

(1) 天災、事件・事故等に遭い生死不明 の場合

(生死は明らかになったが、事件・事故等の解 決がついていない場合:例えばハイジャック 事件が発生し膠着状態が続いている場合等 を含む。)

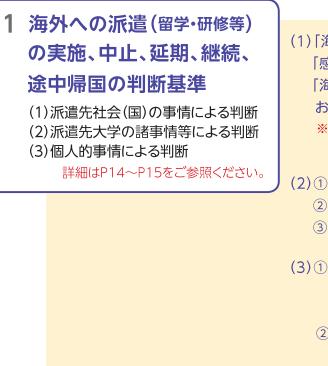
- (2)病気、天災、事件・事故に遭ったが、 事件・事故等が解決し、本人が生存 している場合
- (3)病気、天災、事件・事故に遭い本人 が死亡した場合

詳細はP12~P13をご参照ください。

(1)(3)対策本部の設置、情報の収集・連絡方法

(2) 危機発生の内容により、対策本部を設置。 ただし、対策本部を設置しない場合は、危機発 生の連絡を受けた当該部局長が行う情報の収 集・連絡方法。危機発生後の対応方法

IV.海外への派遣(留学・研修等)の実施、中止、延期、 継続、途中帰国の判断基準(ガイドライン) マニュアルその3(概要)



(1) 「海外危険情報」の種類と安全対策の目安 「感染症危険情報」の種類と危険度 「海外渡航時の派遣先の安全確認のための お勧めリンク集」(海外医療情報) ※外務省の海外安全情報に基づく 海外安全ホームページ参考

(2) ①派遣先大学における学業継続不可 ②派遣先大学を退学処分等となった場合 ③派遣先(国、地域)の自然環境の悪化

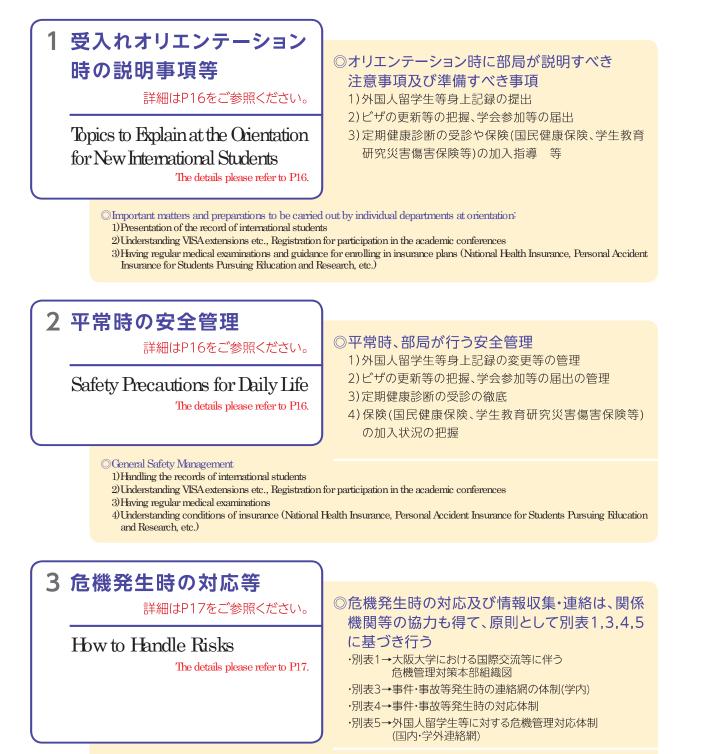
(3)①病気、怪我対策 医師との相談やカウンセラーの所見等も 参考にして判断 ②犯罪対策 滞在国の法律に基づき、適宜判断



### V. 危機管理対応(受入れ外国人留学生等対応)

マニュアルその4(概要)

Crisis Management Guidelines (for International Students) 4 (Outline)



Response in times of crisis, collection of information and the establishment of contact should be taken in accordance with

charts 1,3,4 and 5 in addition to attaining the help of related institutions

·Chart 1: Emergency Measures Organization

·Chart 3: System for Contacting the Concerned Parties on Campus in the Case of Emergency (in campus)

·Chart 4: Emergency Response System (for accidents or other incidents)

·Chart 5: Safety Management System for International Students (within Japan • off campus)

## 4 想定される危機と対応

#### (オリエンテーション時の説明事項)

(1)自然災害(地震、台風・水害)対策
(2)犯罪対策
(3)交通事故、火災事故対策
(4)健康・衛生対策
(5)異文化対応
(6)その他(人間関係、セクハラ等)

詳細はP17~P19をご参照ください。

#### Possible Crises and Emergency Responses

(explanation at orientation)

(1)Measures for natural disasters (earthquakes, typhoons, and floods)
(2)Measures for crimes
(3)Measures for traffic and fire accidents
(4)Measures for health and sanitation
(5)Handling cross-cultural communication
(6)Others

(human relations, sexual harassment)

The details please refer to P17 - P19.

#### 5 大学が外国人留学生等に 加入を勧める保険 詳細はP19をご参照ください。

Insurance the University Recommends for International Students

The details please refer to P19.

(4)健
(5)生
相
(6)人
の
(1)・Matt
•Prep
(2)Act i
accid
injury
(3)Explat
fires
(4)Explat
(5)Livin
speci
(6)The s

6

(1)・地震対策のための説明事項
・台風や水害に備える対策のための説明事項
(2)加害者にならないように我が国の法律遵守、 被害に遭った時の対応方法の周知
(3)交通事故・火災事故防止などの安全確保のた めの説明事項等
(4)健康・衛生面に関する説明事項等

(5)生活習慣、宗教などに関係する問題発生時の 相談窓口、カウンセリングの体制の明確化
(6)人間関係、セクハラ、アカハラ、経済的問題等 の対応体制

(1) • Matters to be explained as measures for earthquakes • Preparing for typhoons or floods damage

(2) Act in accordance with Japanese law so as to avoid causing accidents, etc., and know how to handle matters should you receive injury

(3) Explanations of safety measures in the case of traffic accidents and fires

(4) Explanations concerning health and hygiene

(5)Living customs, counseling for incidents related religion etc., specifications for the system of counseling

(6) The system for handling human relations, sexual harassment,

academic harassment, financial issues etc.

留学生救援者費用保険 (遺体移送費用や火葬費用などが補償される)

Insurance for International Students (Indemnity the cost of transfer or cremate body)



# マニュアルその5(概要)



# I. 国際交流等に伴う危機管理の必要性と その必要なケース

事	項	業務要領
1. 危機管理	≧の必要性	本学においては、国際交流の進展とともに学生の海外留学、語学研修、インターンシップ、海外 出張などで海外の大学等へ学生及び教職員の派遣の機会もより一層増加することが今後も予想 される。また、現在、海外から年間約2,200名(平成28年5月1日現在)の留学生を受入れている。 それに伴い、危機予防などの観点から受入れた留学生や海外へ学生・教職員を派遣・送り出す 際の大学としての安全配慮義務を全うするとともに、危機発生時の大学として対応すべき内容を あらかじめ策定する必要がある。
2. 危機管理 (マニュア の必要な	ル作成等)	<ol> <li>学生等を海外へ留学・研修等で派遣する前に大学が危機予防等の観点から準備及び措置 すべき事項を明らかにし、マニュアル化する必要がある(マニュアルその1)。</li> <li>学生等を海外へ派遣したのち及び派遣中に危機が発生し、それに伴い大学として必要となる 対応の内容を策定する(マニュアルその2)。</li> <li>海外へ留学や研修などのため学生等を派遣する場合や留学中などの学生等に対し、留学・研 修などの実施、中止や延期、継続、帰国等の判断をするためのガイドラインをあらかじめ作成 しておく必要がある(マニュアルその3)。</li> <li>本学へ受入れた外国人留学生等のための危機予防策と危機発生時における対応をマニュアル 化する必要もある(マニュアルその4)。</li> <li>危機発生の予防及び安全確保、危機発生時の学生等が行うべき危機管理対応も明らかにし ておく(マニュアルその5)。</li> <li>*以上のうちで「マニュアルその4」以外は、本学の教職員が海外出張などをする場合にも適宜適用する。</li> </ol>

# II. 危機管理対応(学生等の派遣前)マニュアルその1

事	項		業	務	要	領	
1. 派遣前オリ テーション		部局が行う派遣先( (1)派遣先(国)の国際情勢 機情報を把握したうえ 域情勢や在外公館のオ (2)派遣先(国)の風俗風 導・助言する。 (3)派遣先(国)の対日感情 する。	特の変化や 学生を指導 マームペー・ 習、式祭典	動向(テロ	1、天変地 る。→ 外 引して情報 生倫理なと	異、流行病€ 務省のホー」 別収集を行う どの文化的差	ムページにある各国・地 。 差異を把握し、学生を指

事	項	業
		<ul> <li>(4) 危機管理の専門家を招き、渡航説明会を開く。</li> <li>(5) 派遣学生に留学、研修などの日載された留学・海外研修届(様定は、速やかに大学(部局)へ連維合は「たびレジ」の登録を、3か)外公館)に提出するよう指導する</li> <li>(6) 派遣前に渡航時の危機管理にてを配布し、注意喚起を行う(外系のための海外留学ガイドブック)</li> <li>(7) 「海外留学保険」等の資料配付といる保険では、実際に事故に遭の説明も行う。また、「海外留学共済」などで危険負担がなされ派遣先(留学先)の大学での共況ましい。</li> <li>(8) 大学が契約する危機管理アシアビスの内容及び海外留学保険等</li> <li>(9) 危機に遭遇した際の連絡体制「め説明し、派遣前に確認をさせく</li> <li>(10) 留学・研修期間が1か月を超える既往症のある学生の派遣に際し</li> <li>(11) 派遣先(国)で流行している感染等を利用して情報を収集する。</li> <li>(12) 派遣先(国)で流行っている感染を行う。</li> <li>(13) 留学に耐えうる健康状態であるいて十分に説明を行うこと。</li> <li>(14) 留学に伴う心理的なストレスがおく。</li> </ul>
2.派遣前に大 すべき危機 費用		本学の学生が海外留学・研修中な 援者現地派遣費用、遺体移送費用な その発生頻度等から当面その保険( 置し対応する。
3.その他		<ol> <li>1. 休学の理由が「留学」の場合にお 各部局で休学届を提出させ、その どを「留学・海外研修届(様式1)」</li> <li>2. 協定締結の際の留意点 外国の大学等と学術交流・学生芸 応についても協力を得る方策を請</li> <li>3. 6か月以上教職員を用務等で海タ 務がある。</li> <li>4. 部局で行う派遣前オリエンテー 生交流課等の協力も適宜得て行</li> </ol>

務	要	領

援航前の危機管理意識の高揚を図るため危機管理セミナーや

日程、期間、住所、連絡先、留学先大学指導教員等について記 様式1)を提出させる。また、渡航後それらが変更になった場合 略するよう周知しておく。さらに、派遣期間が3か月未満の場 か月以上の場合は「在留届」を日本大使館または総領事館(在 する。

こついてオリエンテーションや説明会などで次のような印刷物 \*務省発行の「海外旅行のトラブル回避マニュアル」、「阪大生 ク」)。

すと加入案内も行う。さらにクレジットカード等に自動付帯して :遭遇した場合には、填補されないケースがあることについて 学保険」などで填補されていない危険については、「学生総合 れていることもあるので、これらについても説明を行う。また、 も済制度や保険制度について調査し、その説明も行うことが望

ノスタンス会社の危機管理サービスについて、資料配付、サー 策等との違いについて説明し、加入を勧める。

町「危機管理対応体制(国外連絡網:別表2)」についてあらかじ せる。

える学生には、派遣前に学生の健康チェックを行うよう指導し、 祭しては必ず健康診断を義務付ける。

染症について把握する。→厚生労働省検疫所のホームページ 。

§染症に応じて、事前に予防接種を受けることについての説明

あることの確認や、無理をして留学した場合に生じる問題につ

が生じた場合は遠慮せず対応窓口に相談するように説明して

などに死亡、入院、行方不明等になった場合、その対応費用、救

局などが補償される「海外旅行事故対策費用保険」については、 実には加入せず、発生した場合は適宜対応費用を大学として措

おける留意点

その理由が「留学」の場合、必ず、留学先、連絡方法、留学期間な )」に準じたもので作成し、提出させる。

生交流協定などを締結する際には交流に伴う危機発生時の対 を講じる。

毎外派遣する場合は、労働安全衛生法により健康診断の受診義

ーションなどは、国際教育交流センター、国際企画課、国際学行う。

# III.危機管理対応(学生等の派遣後・危機発生時) マニュアルその2

事項	業務要領		事	項	
1. 危機のケースと 基本的な対応方針			遭った	天災、事件・事故に が、事件・事故等が 、本人が生存してい	(2)危機発生の内容により、対 連絡網:別表2,3)に基づき び以下の事項を参考にする
(1)危機のケース	本学の学生・教職員が海外留学・出張中などの際に想定される危機発生のケースとして以下 のものが考えられる。		る場合		イ (国外連絡網:別表2) て危機の発生状況、当
	<ul> <li>(1)海外において重大な天災、テロ、飛行機・列車事故等が発生し、これに巻き込まれ生死不明の場合</li> <li>(2)事件・事故等の被害者となった場合</li> </ul>				ロ 危機に遭った当該学 遣・対応の必要性を検
	(3)事件・事故等の加害者となった場合 (4)刑事事件の容疑者となった場合				ハ 現地対応のための教 め、出張命令、パスポ
	(5)民事事件の加害者となった場合 (6)病気、事件・事故等により重篤な状態又は急逝した場合				ニ 当該学生・教職員の 配、現地での対応なと
(2)危機発生時の					ホ 本学の教職員を現地 の協力を得る。
基本的対応方針	これらの危機発生のケース毎に危機管理対応はそれぞれ異なるが、災害、事件・事故の発生に より、本学の学生や教職員が生死不明の場合及び病気や事故で死亡した場合は、「大阪大学に おける国際交流等に伴う危機管理対策要項」に基づき対策本部を設けて対応に当たる。 また、本学の学生・教職員が事件や事故の被害者若しくは加害者になった場合や災害に遭って				へ 現地対応のために派 絡・相談の上、その後 断など。)その際、随時
	生存が確認されている場合には、危機発生の内容により対策本部を設置するが、対策本部を設 置しない場合においても当該部局は、現地対応のための本学の教職員を派遣するなどして適宜 対応に当たることとする。本学の学生・教職員が事件や事故等により現地で加害者になった場合				ト 当該部局は、危機発生 理アシスタンス会社は
	などは、関係機関等の協力を得ながら大学として被害者に対し誠意ある対応を心掛ける。			天災、事件・事故に	(3)対策本部の設置、情報の収
	さらに、以上のことに備えて、危機発生時における留学先(派遣先)大学等の連絡・対応などに ついて協力を得るための事前の確認と要請も行っておく。		遭い本	人が死亡した場合	イ 危機が発生した場合、
					ロ対策本部の組織及び
<ol> <li>2. 危機のケース別 対応方法         (1)天災、事件・事故等に     </li> </ol>	(1)対策本部の設置、情報の収集・連絡等は、原則として以下の方法により行う。				<ul> <li>ハ 対策本部の設置場所</li> <li>二 対策本部のメンバー</li> <li>のための専用電話・F</li> <li>の収集など)を行う。</li> </ul>
遭い、生死不明の場合 (生死は明らかになったが、事 件・事故等の解決がついていな	<ul> <li>イ 危機が発生した場合、対策本部を設置することについて総長が至急決定する。</li> <li>ロ 対策本部の組織及び担当業務内容は、別表1のとおりとする。</li> <li>ハ 対策本部の設置場所は、原則としてICホール4階会議室とする。</li> </ul>				ホ 危機発生時の情報収 留学先大学等の協力
い場合:例えばハイジャック事 件が発生し膠着状態が続いて	<ul> <li>二 対策本部のメンバーなどは直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応(国際電話対応のための専用電話・FAX回線の設置、現地の連絡先と担当者などの確認と正確な情報</li> </ul>				なお、原因等が判明した上 <sup>-</sup> 機発生後の対応を以下の方法
いる場合等を含む。)	の収集など)を行う。 ホ 危機発生時の情報収集・連絡などは、大学が契約する危機管理アシスタンス会社及び				イ (国外連絡網:別表2) て危機の発生状況、当
	留学先大学等の協力も得て原則として(国外、学内連絡網:別表2,3)に基づき行う。				<ul> <li>ロ 危機に遭った当該学</li> <li>遣・対応の必要性を検</li> </ul>
					ハ 現地対応のための教 め、出張命令、パスポ
					ニ 当該学生・教職員の 配、現地での対応なと
					ホ 本学の教職員を現地 の協力を得る。
H					へ 現地対応のために派 絡・相談の上、その後 断など。)その際、随時
					ト 当該部局は、危機発生 理アシスタンス会社(

業	務	要	領

、対策本部を設置。ただし、対策本部を設置しない場合は、(国外、学内 づき情報の収集・連絡するとともに危機発生後の対応方法は別表4及 こするなどし、決定する。

長2)に基づき当該部局は、国際企画課、国際学生交流課等の協力を得 兄、当該学生の正確な被害状況などの情報収集に引き続き努める。

亥学生・教職員の所属部局の長が現地対応のための本学教職員の派 を検討する。

)教職員派遣が必要な場合は、当該部局において、直ちに派遣者を決 スポート及び航空券・ホテルの手配などの手続きを行う。

の家族が現地へ同行することになった場合は、航空券やホテルの手 などについて当該部局はサポートする。

地対応のため派遣する際には、適宜国際企画課、国際学生交流課等

ニ派遣された教職員は、現地大学の担当者、病院、在外公館などと連 D後の対応方法を決定する(帰国の必要性、入院継続、留学継続の判 随時大阪大学(当該部局の長など)へ連絡・相談も行いつつ進める。

発生について速やかに関係する保険会社及び大学が契約する危機管 社に連絡する。

の収集・連絡等は、原則として以下の方法により行う。

合、対策本部を設置することについて総長が至急決定する。

なび担当業務内容は、別表1のとおりとする。

昜所は、原則としてⅠCホール4階会議室とする。

「ーなどは直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応(国際電話対応 話・FAX回線の設置、現地の連絡先と担当者などの確認と正確な情報

報収集・連絡などは、大学が契約する危機管理アシスタンス会社及び 協力も得て原則として(国外、学内連絡網:別表2,3)に基づき行う。

:上で、死亡の連絡を受けた当該部局の長は、対策本部と連携して、危 方法により行う。

€2)に基づき当該部局は、国際企画課、国際学生交流課等の協力を得 兄、当該学生の正確な被害状況などの情報収集に引き続き努める。

な学生・教職員の所属部局の長が現地対応のための本学教職員の派 を検討する。

)教職員派遣が必要な場合は、当該部局において、直ちに派遣者を決 スポート及び航空券・ホテルの手配などの手続きを行う。

の家族が現地へ同行することになった場合は、航空券やホテルの手 などについて当該部局はサポートする。

地対応のため派遣する際には、適宜国際企画課、国際学生交流課等

ニ派遣された教職員は、現地大学の担当者、病院、在外公館などと連 D後の対応方法を決定する(帰国の必要性、入院継続、留学継続の判 随時大阪大学(当該部局の長など)へ連絡・相談も行いつつ進める。

発生について速やかに関係する保険会社及び大学が契約する危機管 社に連絡する。

# IV.海外への派遣(留学·研修等)の実施、中止、延期、 継続、途中帰国の判断基準(ガイドライン) マニュアルその3

事 項	業務要領			事	項	業務要領
<ol> <li>海外への派遣(留学・研修等) の実施、中止、延期、継続、 途中帰国の判断基準</li> <li>(1)派遣先社会(国)の事情に よる判断</li> <li>(参考)</li> <li>外務省の海外安全情報に基づく 海外安全ホームページ</li> <li>http://www.anzen.mofa.go.jp/</li> </ol>	海外への派遣留学・研修等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断に当たっては、学生の派 遣部局、事故対策本部は、(1)派遣先社会(国)の事情、(2)派遣先大学の諸事情等、(3)個人的事 情に分けて判断する。 派遣先社会(国)の事情による判断は、海外における日本人の安全対策の一環として、外務省 から提供されている特定の国又は地域の治安や安全性に関する情報をもとに判断する。その中 でも特に、治安の急速な悪化や災害、騒乱、その他の緊急事態が発生したり、又は発生の可能性 が高まっていると判断される場合には、当該国又は地域の治安状況等を次の4種類に区分し、① [レベル1:十分注意してください。]、②[レベル2:不要不急の渡航は止めてください。]、③[レベ ル3:渡航は止めてください。]、②[レベル2:不要不急の渡航は止めてください。]、③[レベ ル3:渡航は止めてください。]、④[レベル4:退避してください。渡航は止めてくだ さい。(退避勧告)]これら4種類の「海外危険情報]と安全対策の目安に応じて、以下のような対 応を行うことが求められる。 この「海外危険情報]は法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするもの ではないが、海外への派遣留学・研修等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断をする場合こ れらを十分参考にしながら判断することとする。また、「感染症危険情報]も参考にし、判断する必 要がある。	-		③ 海外渡航時( 安全確認の) リンク集 (海:	ためのお勧め	<ul> <li>・外務省ホームページ(http://www.mofa.go.jp/mofaj/)</li> <li>・外務省渡航関連情報(世界の医療事情)</li> <li>(http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html)</li> <li>・外務省海外安全ホームページ(http://www.anzen.mofa.go.jp/)</li> <li>・厚生労働省ホームページ(http://www.anzen.mofa.go.jp/)</li> <li>・厚生労働省検疫所(FORTH)(海外渡航者のための感染症情報)ホー (http://www.forth.go.jp/)</li> <li>・厚生労働省検疫所(FORTH)(感染症速報データベース)ホームページ (http://www.forth.go.jp/)</li> <li>・厚生労働省検疫所(FORTH)(感染症速報データベース)ホームページ (http://www.promedmail.org/?p=2400:1000)</li> <li>・国際協力機構(JICA)(http://www.jica.go.jp/)</li> <li>・国立感染症研究所(NIID)(http://www.nih.go.jp/niid/ja/)</li> <li>・国立感染症研究所感染症疫学センター(IDSC)</li> <li>(http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html)</li> <li>・世界保健機構(WHO)ホームページ(http://www.who.int/en/)</li> <li>・米国厚生省疾病管理予防センター(CDC)ホームページ(http://www</li> <li>・一般財団法人海外邦人医療基金(JOMF)(海外医療情報)ホームページ</li> </ul>
①「海外危険情報」の種類等	<ul> <li>各々の「海外危険情報」の種類と安全対策の目安は次のとおりである。</li> <li>「レベル1:十分注意してください。」</li> <li>その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。・・・実施、継続するが注意を払う。</li> <li>「レベル2:不要不急の渡航は止めてください。」</li> <li>その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。 ・・・延期もしくは中止を基本方針とする。</li> <li>「レベル3:渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」</li> <li>その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)・・・中止、途中帰国する。</li> <li>「レベル4:退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」</li> <li>その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。…・中止、即刻帰国する(退避勧告を無視した場合の本学の対応については、その都度関係機関と協議し検討する。)。</li> </ul>			(2)派遣先大学( よる判断 (3)個人的事情( ① 病気・怪我対	による判断	<ul> <li>(http://www.jomf.or.jp/)</li> <li>以下の場合は、原則として留学・研修等の中止、延期又は途中帰国を ①派遣先大学における学業継続不可(学力不足、自然災害、大学 ②派遣先大学を退学処分等となった場合 ③派遣先(国・地域)の自然環境の悪化(生活継続が困難化)して</li> <li>(1)留学や長期の研修等(1か月以上)による渡航予定の学生は、健)の管理を行える準備をさせる。現在、通院して治療中の者についかについて医師と相談し判断してもらう。また、派遣先での受診歴続治療を行う体制を整えておくように指導する。</li> <li>(2)派遣中の学生が病気や怪我により1か月以上の入院治療(緊急なった場合には、原則として帰国を促すこととする。透析やリハビなった身体疾患の場合も健康管理を優先し、帰国させることが望</li> <li>(3)留学・研修等の継続困難となる精神科疾患を有する場合、医師や参考にし、帰国させることが望ましい。</li> </ul>
<ol> <li>⑦「感染症危険情報」の種類等</li> </ol>	<text><text><text><list-item><list-item><list-item><list-item><text></text></list-item></list-item></list-item></list-item></text></text></text>			② 犯罪対策		<ul> <li>(4)その他、派遣先(国)によって医療制度や医療保険制度が異なるる 関する医療費負担の観点から一旦帰国させて日本で治療させる</li> <li>(1)刑法に触れる罪を犯す、テロの加害者または被疑者となる。</li> <li>・・・滞在国の法律に基づき処分等を受けることとなり、それを基に</li> <li>(2)薬物等(法定)の依存症に罹患する。</li> <li>・・・滞在国の法律上の扱いに基づき判断</li> <li>(3)民事上の犯罪による加害者・被疑者となる。</li> <li>・・・滞在国(大学・国)の法律等に基づき扱われるのでそれを基に</li> </ul>

ホームページ

ページ /) www.cdc.gov/travel) ページ

国をさせる。 大学の倒産等)

してきている場合

健康診断を受けて、有病疾患 ついては、留学等に耐えられる 診医療機関を確かめるなど継

緊急の場合を除く。)が必要と ハビリなど自宅療養が必要と が望ましい。

師やカウンセラーの所見等も

ることから、入院、手術治療に さることも検討する。

基に適宜判断

<u>まに適宜判断</u>

### V. 危機管理対応(受入れ外国人留学生等対応)

## マニュアルその4

#### Crisis Management Guidelines (for International Students) 4

事項	業務要領		事項
1. 受入れオリエン テーション時の 説明事項等	<ul> <li>受入れオリエンテーション時に部局が説明すべき注意事項及び準備すべき事項</li> <li>①外国人留学生等身上記録(住所、電話番号、e-mail 等記載)を大学へ提出させる。</li> <li>②ビザの更新等の申告、学会参加、一時帰国、私事旅行など国外にでる場合は、大学へ届け出をするよう説明する。</li> <li>③定期健康診断受診や保険(国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等)への加入を強力に勧める。</li> </ul>		3.危機発生時の 対応等 3. How to Handle Risks
	<ul> <li>④危機発生時の連絡窓口の徹底を図る。部局における特に休日の連絡窓口(担当者)は明確にしておく。</li> <li>ここでいう危機とは、I. 自然災害(地震、台風 など)、II. 犯罪(被害、加害)、III. 車両事故・火災事故、IV. 健康・衛生(難病、SARSを含む)、V. 異文化適応、VI. その他(人間関係、ハラスメント、学業、進路、学費などに関する問題)である。</li> <li>⑤外国人留学生等が一時帰国する場合の自らの危機管理対応(特にテロ、内乱、SARS発生時)</li> </ul>		4.想定される危機と対応 (1)自然災害 a.地震対策
1. Topics to Explain at the Orientation for New International Students	など)については、「派遣学生等が行うべき危機管理対応マニュアル:その5」に準ずる。 Items to be prepared before, or instructions to be explained at, the orientation for new international students ① Instruct students to submit their personal record as an overseas student (including address, telephone number, e-mail address, etc.) to the university. ② Instruct students to notify the university when applying for visas (incl. renewal), participating in academic conferences, temporarily returning to their home country, and leaving Japan for private reasons. ③ Strongly encourage students to take regular health-checks and join insurance plans (National Health Insurance, Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research, etc.). ④ Make sure that the contact office is able to function properly if incidents occur. Make clear who the contact person is, especially for holidays. The risks discussed here are: I natural disasters		b.台風•水害対策
	<ul> <li>(earthquakes, typhoons, etc.); II. crimes (perpetrator/victim); III. traffic accidents and fire related incidents; IV. health problems (intractable diseases, SARS, etc.); V. cross-cultural problems; and VI. Others (human relationships, harassment, and academic, caree; tuition and other problems).</li> <li>(5) As for international students' risk management, conduct on a personal basis, when temporarily returning to their own country, refer to Chapter 5 of "The Risk Management Guidelines for Students Going Overseas."</li> </ul>		(2)犯罪対策
2.平常時の安全管理	平常時は以下の事項について部局は十分安全管理を行う。 ①外国人留学生等身上記録(住所、電話番号、e-mail等記載)の変更等の管理を行う。 ②ビザの更新等の把握、学会参加、一時帰国、私事旅行などで国外に出る場合の届け出管理 を徹底する。 ③定期健康診断の受診を徹底する。 ④保険(国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等)への加入状況を把握する。		(3)交通事故、火災事故対策
2.Safety Precautions for Daily Life	<ol> <li>Daily Operations Regarding Safety Precautions by the University Staff in Charge</li> <li>Take management of the international students' personal records (including address, telephone number, e-mail address, etc.), including any changes.</li> <li>Take thorough control of students' notification for visa application (incl. renewal), participation in academic conferences, temporary return to their home country, and the leaving of Japan for private reasons.</li> <li>Make sure to strongly encourage students to take regular health checks.</li> <li>Keep records of the students' insurance situation (National Health Insurance, Personal Accident Insurance for Students Pursuing Education and Research, etc.).</li> </ol>		

16

#### 業務 要 領

本学の外国人留学生等に危機が発生した場合の対応及び情報収集・連絡は、関係機関等の 協力も得て、原則として別表1,3,4,5に基づき行う。

In situations presenting risk to international students, the university staff should follow the instructions in Chart 1, 3, 4, and 5, when handling the situation (including information gathering and making contact), with assistance from related institutions.

部局は、以下の事項を受入れオリエンテーション時に説明し、注意を喚起する。

#### (1) 地震対策のための説明事項

1. 自然災害に関する説明事項

する。

ておく。

応法を周知する。

よう徹底する。

う勧める。

ておく。

\_\_\_\_\_

①地震に遭ってもあわてず、クッションなどで頭を保護しながら、落ち着いて行動(避難)

②地震が発生したらガス器具、電気器具などの元栓を閉じて、避難する。

③日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備と避難場所などをチェックし、家具の転 倒防止等の対策をしておく。

④津波の恐ろしさを知っておく。

(2)台風や水害に備えるための説明事項

①台風や大雨の際には川、海には近づかない。また、むやみに出歩かない。

②日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備と避難場所などのチェックをし、確認し

③台風や大雨の際、テレビ、ラジオなどの気象情報をチェックし、注意をはらう。

2. 加害者にならないように我が国の法律は遵守すべきこと、また、被害に遭った時の以下の対

①警察、救急(110,119)への連絡と、大学対応者への連絡(連絡窓口周知)を忘れない

②被害に遭った時の警察、病院との対応の場面などで言葉の問題があり、大学の相談者 (通訳等)が欲しい場合の対応方法も周知しておく。

3. 交通事故・火災事故防止などの安全確保のための説明事項等

①自動車や単車に乗る場合はあくまでも自己責任の重さを認識するよう徹底する。

②自動車や単車に乗る場合は、必ず任意保険に入ること。

③事故の報告:警察、救急(110,119)への連絡と、大学対応者への連絡(連絡窓口徹底) を忘れないよう指導する。

④言葉の問題があり、相談者が欲しい場合の対応も周知しておく。

⑤火災事故の発生に備えて、必ず「留学生住宅総合補償」などの火災保険に加入するよ

⑥火災発生に備えて宿舎の消火器の設置場所、避難経路、非常口などは入居時に必ず 確認するよう指導する。

⑦宿舎に備え付けてある消火器の扱い方についても必ず確認するよう指導する。

⑧大学は、交通事故死を想定して、初動対応(遺体確認と家族への連絡、遺族の来日、経 済的な問題、パスポート・ビザ、遺体安置と葬儀)の要点を日頃からシミュレーションし

Iten	Description		ltem	Description
(4)健康・衛生対策	<ul> <li>4. 健康・衛生面に関する説明事項等         <ol> <li>定期健康診断受診を徹底させる。</li> <li>夏馬健康家族が受診を徹底させる。</li> <li>夏馬健康保険未加入による問題点や保険が効かない事態を想定し、説明しておく。</li> <li>④入学時、来学時の既往症をチェックし、日頃から外国人留学生等の健康状態を把握しておく。</li> <li>⑤重篤な病気や難病指定を受けた場合などは、留学・研究等の継続が困難となり受入れ部局長等の判断で母国へ帰国させる可能性もあることを周知しておく。</li> <li>⑥最悪の事態を想定した対応策(保険を使うのが望ましい。)を考えておく。</li> <li>例えば、病気入院を想定し、それが危険な手術・難病であったとして、以下の点からシミュレーションをしておく。</li> <li>副対策チームの編成をどうするか。</li> <li>手術までの対応(病状説明(言葉の問題)、親の呼び寄せ同意、入院時の保証人確保)を考えておく。</li> <li>「手術後、退院後の介護サポート体制(本人の要望の把握と対応)の問題を視野に入れておく。</li> <li>(4済的な問題)(医療費、保険加入状況、本人の在学身分と学費、退院後の生活費)を</li> </ol> </li> </ul>		c and Fire Accidents	<ul> <li>3. Items to Explain Concerning Safety Precautions to Prevent Traffic Accidents and Fidents <ol> <li>When driving a car or riding a motorcycle, students must be aware of their p sibilities.</li> <li>Before driving a car or riding a motorcycle, students must join an insurance p</li> <li>In the case of accident, students must contact the police (110) and the eme (119), as well as the staff in charge at the university. (Make clear who the con 4 Students should be aware of who to contact when seeking assistance for a lar nication problem.</li> <li>In order to cover themselves for fire related incidents, students should join scheme, such as the Comprehensive Renters Insurance for Foreign Students pan.</li> <li>In preparation for possible fire related incidents, students should check the extinguishers, the evacuation route, and emergency exits for their accommode moving into the place.</li> <li>Students should check how to use the fire extinguishers installed in their acco 8 The university should conduct simulations, based on the scenario of a stude a traffic accident, in order to effect a prompt initial response (identifying the t the family, receiving the family from overseas, financial issues, passports/visa funeral procedures).</li> </ol> </li> <li>4. Staff Responsibilities Concerning Health Problems <ol> <li>Make sure that students take regular health-checks.</li> </ol> </li> </ul>
(5)異文化対応 (6)その他 4.Possible C and Emerg Responses (1) Natural Disast a. Earthquakes b.Typhoons ar	検討しておく。5. 生活習慣、宗教などに関係する問題発生時の相談窓口、カウンセリング (精神面におけるケア・サポート)体制を明確にし、説明しておく。6. 人間関係、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、学業・進路、学費、経済的問題等が発生した場合についての対応体制を説明しておく。言葉の壁がないような対応方法も考えておく。FisesExplain the following to the students and make sure they pay close attention to the explanation.1. Items to Explain Oncerning Natural Disasters (1) Items to Explain Oncerning Rathquakes (1) Items to Explain Oncerning Rathquakes (1) Items to Explain Oncerning Rathquake, students should not panic, but attempt to protect their head with something soft, like a cushion, and evacuate in an orderly manner.② When an earthquake occurs, students should turn off gas and electrical devices, as well as the gas at the main, and then evacuation shelter they will need to evacuate to. They should also take safety measures, such as placement of items to avoid being hit by falling furniture.4 Floods(2) Items to Explain Oncerning Typhoons and Floods (1) In case of typhoors and heavy rain, students should not remain by, or move closer to, a niver or the sea. They should also ty to remain inside.2. Students should be aware of the risk of tsunami.(2) Items to Explain Oncerning Typhoons and Floods (1) In case of typhoors and heavy rain, students should not remain by, or move closer to, a niver or the sea. They should also ty to remain inside.(2) Students should make sure that they prepare a portable radio, a torch, and drinking water, and check the location of the evacuation shelter they will need to evacuate to. They should also take safety measures, such as placement of items to avoid being hit by falling furniture.(2) Items to Explain Oncerning Typhoons and Hoods (2) Items to Explain Oncerning Typhoons and heavy rain, students should not remain by, or move closer to, a niver or the se	(5) Cross Comm (6) Others	nunication	<ul> <li>(2) Make clear who to contact or who to consult in the event that students hav leave due to sickness.</li> <li>(3) Explain the problems caused by not joining the National Health Insurance pla about cases which are not covered by the National Health Insurance plan.</li> <li>(4) Always keep track of the health conditions of international students, includ previous diseases at the time of entry.</li> <li>(5) Explain that there is a possibility that students may be sent back to their h cases where they are diagnosed with a critical or intractable disease and the at the university with the correct authority decides that it will be difficult for th studying or research.</li> <li>(6) Be ready for a worst case scenario with health problems. (It is best to use example, conduct simulations based on the following key points, based on th student being hospitalized due to a critical disease and a difficult operation.</li> <li>a) Organization of a handling team</li> <li>b) Response prior to an operation (explaining about the symptoms (language taining agreement to bring over parents, and finding a guarantor during hospitalized over parents, and finding a guarantor during hospitalized over parents, and finding a guarantor during hospitalized is expenses, health insurance, student status and the expenses after discharge)</li> <li>5. Make clear who to contact for consultation or counseling (mental care support), ir student has problems concerning lifestyle habits, religion, or other matters.</li> <li>6. In the case of problems concerning human relationships, sexual harassment, acader academic/career issues, financial issues (tuitions, living expenses, and others), mal dents are aware of who to contact and the care support system. Also consider careful that present language problems in terms of communication.</li> </ul>
(2) Crimes	<ul> <li>③ In case of typhoons and heavy rain, students should check for weather information on the TV or the radio, and pay close attention to the situation.</li> <li>2. Make sure that students are aware that they must abide by all Japanese laws in order to avoid be coming a perpetrator; and should know how to handle the situation if they become a victim. <ul> <li>① Students must contact the police (110) and the emergency services (119), as well as the staff in charge at the university.</li> <li>② There may be a language problem when communicating with the police and the hospital staff, so students should be aware of who to contact when seeking assistance (interpreter, etc.).</li> </ul> </li> </ul>	に加え 5.Insura Univ meno	が外国人留学生等 入を勧める保険 ance the ersity Recom- ds for Interna- l Students	外国人留学生等が留学中などに死亡又は重篤な病気になったり怪我をした場応で、家族を呼び寄せるための費用や遺体移送費用、火葬費用などを準備しない 事態も想定される。このことから、大学は、「留学生救援者費用保険(遺体移送費用 どが補償される)」への加入を勧める。 In the case that an international student dies or becomes critically ill during their stu university, there is a possibility the university would have to finance the costs of bringin ily, transferring of the body, and cremation. Therefore, the university encourages stude overseas rescuer's expense insurance for international students, which insures the cost the body, cremation and other matters.

#### Description

fety Precautions to Prevent Traffic Accidents and Fire Related Inci-

ng a motorcycle, students must be aware of their personal respon-

ng a motorcycle, students must join an insurance plan.

tudents must contact the police (110) and the emergency services in charge at the university. (Make clear who the contact person is.) of who to contact when seeking assistance for a language commu-

ves for fire related incidents, students should join a fire insurance prehensive Renters Insurance for Foreign Students Studying in Ja-

le fire related incidents, students should check the location of fire tion route, and emergency exits for their accommodation, when first

w to use the fire extinguishers installed in their accommodation. nduct simulations, based on the scenario of a student's death from to effect a prompt initial response (identifying the body, contacting mily from overseas, financial issues, passports/visas, mortuary and

ct or who to consult in the event that students have to take a long

sed by not joining the National Health Insurance plan. Also explain t covered by the National Health Insurance plan.

health conditions of international students, including a check for ime of entry.

ssibility that students may be sent back to their home country, in mosed with a critical or intractable disease and the member of staff correct authority decides that it will be difficult for them to continue

scenario with health problems. (It is best to use insurance.) For ions based on the following key points, based on the scenario of a I due to a critical disease and a difficult operation. ing team

peration (explaining about the symptoms (language problems), obing over parents, and finding a guarantor during hospitalization) ration and discharge (tending to the patient's requests and respons-

eal expenses, health insurance, student status and tuition, and living

onsultation or counseling (mental care support), in cases where a g lifestyle habits, religion, or other matters.

ng human relationships, sexual harassment, academic harassment, issues (tuitions, living expenses, and others), make sure that stuct and the care support system. Also consider carefully those cases in terms of communication.

に死亡又は重篤な病気になったり怪我をした場合の大学の対 諸用や遺体移送費用、火葬費用などを準備しなければならない 、大学は、「留学生救援者費用保険(遺体移送費用や火葬費用な る。

Ident dies or becomes critically ill during their study period at the university would have to finance the costs of bringing over the famemation. Therefore, the university encourages students to obtain an ce for international students, which insures the costs of transfer of ers.

# VI.派遣(留学·研修等)学生等が行うべき危機管理対応 マニュアルその5

#### 事 頂 務 要 領 業 1. 留学・研修等に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項 1.渡航前に行う事項 (1)危機発生の可能性があることを十分認識しておく。 (2)危機発生時のシミュレーションを行う。 (3)健康状態のチェック(保健センターなどとの相談や健康診断を受ける。)をする。 2. 大阪大学での渡航前の手続きや行うべき事項 (1)「留学・海外研修届(様式1)」を必ず大阪大学(部局)へ提出する。 (2)危機管理に関する説明会やオリエンテーション等へ参加する。 (3)渡航期間が3か月未満の場合は、「たびレジ」に登録する。 3. 海外留学保険及び海外危機管理サービスへの加入と確認すべき事項など (1)留学・研修中の危機に備える保険(例:海外留学保険・学生総合共済等)に加入する。 (2) 留学・研修中の安否確認や危機に備えるため、大学が契約する危機管理アシスタンス会 社の危機管理サービスへの加入と渡航情報の登録を行う。 (3) 航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の補償等を確認する。 (4) 渡航前に加入した保険の内容について大阪大学(部局)に連絡する。 4.国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集の必要性 (1)国際情勢の変化や動向について把握する。 (2) 渡航先の現地安全情報(例:外務省・在外公館のHPを活用)を把握する。 (3) 渡航先の感染症情報の把握(例:厚生労働省検疫所のHP)と必要な予防接種を受ける。 (4) 渡航先の政治・社会・文化、日本との関係や対日イメージなどを理解しておく。 5. 留学・研修先大学等の危機管理体制などについての情報収集 (1) 危機管理体制や危機管理に関するオリエンテーションなどの実施状況を調査する。 (2) 留学・研修先等で加入する危機管理に関する保険の種類や内容を把握する。 1. 在外公館への在留届提出と危険情報の把握 2.渡航後に行う事項 (1) 災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が在外公館から受けら れるように旅券法により、3か月以上外国に滞在する日本人は在留届の提出が義務づけ られている。また、治安情勢が不安定な国や地域への渡航の場合は、滞在期間が3か月未 満でも届け出るようにする。 (2) 在外公館のHPなどで、定期的に留学先の危険情報について把握する。 2. 留学・研修先等での危機管理体制把握と大阪大学への連絡 (1) 留学・研修先等での危機管理に関する情報収集を行い、オリエンテーションなどには必ず参加する。 (2) 留学・研修先等の緊急時の対応体制と連絡システムを把握し、大阪大学(部局)へ報告する。 (3) 渡航後に加入した保険とその内容について大阪大学(部局)に連絡する。 3 自己の危機管理 (1)緊急連絡先(留学・研修先等の電話番号や住所など)を記したメモ等を外出の際は必ず携行する。 (2)緊急時の家族への連絡体制の確認も行う。 (3)緊急時の大阪大学への緊急連絡体制を確認・準備する。 ・本人若しくは留学・研修先等の関係者などから連絡する体制を確保しておき大阪大学 (部局)に連絡する。 ・留学・研修先等の関係者に緊急時の大阪大学(部局)への連絡先を知らせておく。 ・大阪大学危機管理対応体制(国外連絡網:別表2)を基本に連絡等が行えるようにしておく。 (4)海外渡航中は自動車等の運転はしない(違反や事故の場合の手続き、賠償責任やコスト の問題などあり)。 -----1. 留学・研修先等の緊急連絡先へ連絡し、その指示に従って行動する。 3.危機に遭遇した 2. 緊急連絡体制(国外連絡網:別表2)に基づき大阪大学(部局)へ連絡・相談する。なお、自ら連 場合の対応 絡できない場合などは、留学・研修先や在外公館等の関係者に大阪大学(部局)への連絡を依 頼する。 3. 在外公館の連絡・指示に従って行動する。 4. 家族へ連絡する。 5. 大学が契約する危機管理アシスタンス会社及び保険会社にも連絡する。

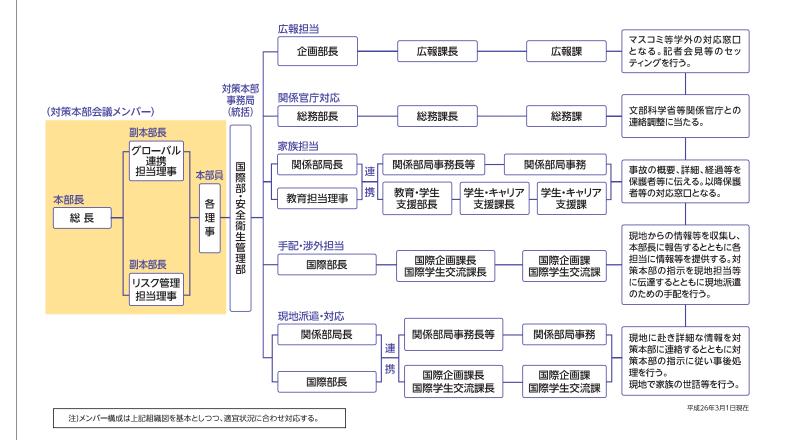
# 様式 1

	留		<b>≱</b>	•	海	タ
氏名						
所属部局						
指導教員氏名						
所属専攻						
国名·地域名						
留学(研修)先機関						
学部 / 研究科	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
住所						
留学(研修)期間		20		年	月	
留学(研修)プログラム (※特にない場合は記入不	、 <b>名</b> 要)					
留学(研修)費用 支援の有無		・有 ・無	(支払	爰機関:		
パスポートNo.						
ビザの種類						
学生教育研究災害傷害	<b>『</b> 保険					
海外旅行者傷害保険等	争(※	、提出	時未	加入の	場合は、カ	□入後
会社名						
保険証番号						
出国予定日		20		年	月	Β
出発地						
帰国予定日				年	月	Β
出発地						
国内緊急連絡先1 (》	※電話	番号	は、携	帯番号	など、必す	『連絡
氏名						
住所						
電話番号						
国内緊急連絡先2 (》	※電話	番号	は、携	帯番号	など、必す	『連絡
氏名						
住所						
電話番号						

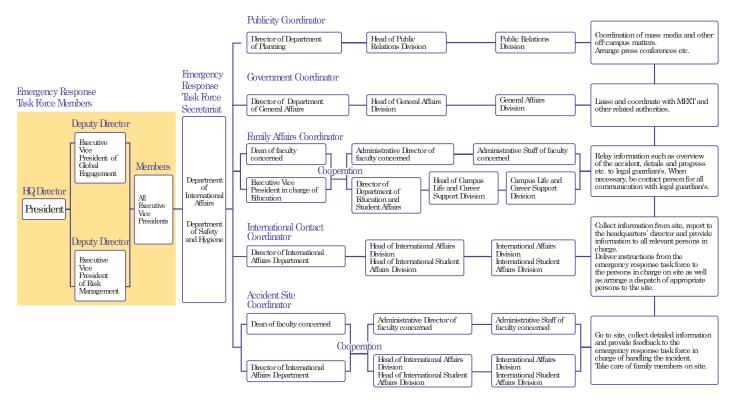
※経由地がある場合は、フライトスケジュール(写)を添付のこと。

研	修	屇			
学籍番号					
+					
職名					
	<u>-</u>				
⊟~	20		 年	 月	
	20		+- 		
					<u>`</u>
支援	討容:				)
有効期限		20	年	月	Β
ビザ照会番	号				
加入 ・ 未加入					
下記情報を学	生交流	推進係	に連絡し	してください	,1)
電話番号					
保険タイプ					
便名					
到着地					
便名					
到着地					
のとれる番号を記入してください)					
続柄					
のとれる番号を記入してください)					
続柄					

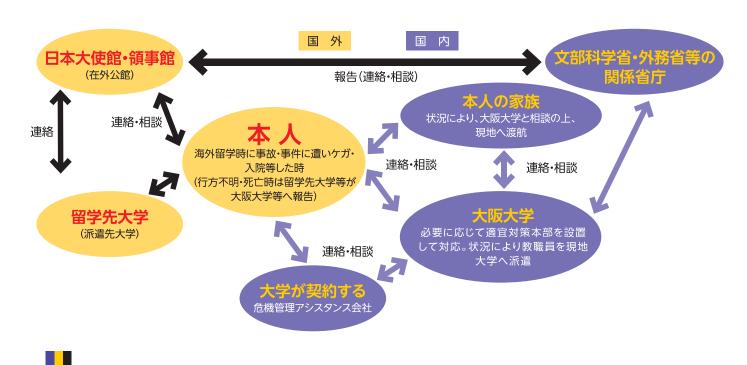
### 別表1 大阪大学における国際交流等に伴う危機管理対策本部組織図



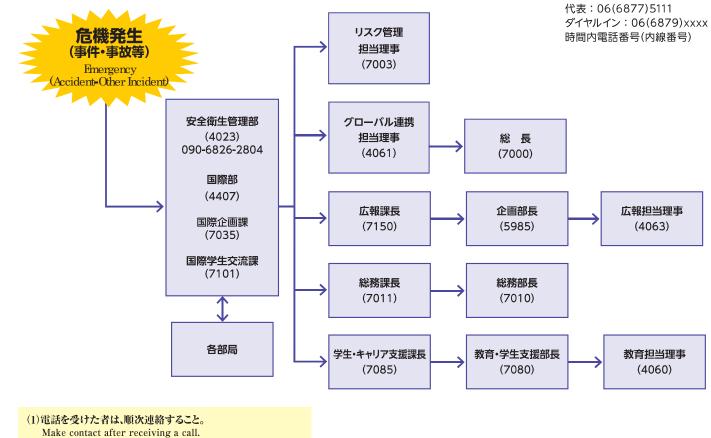
#### Chart 1: Organization chart of crisis management task force designated to international exchange students and related persons.



# 別表2 海外留学時等の危機管理対応体制



# 別表3事件・事故等発生時の連絡網の体制(学内)



(2)関係課長等は、対策本部組織図に従い関係者へ連絡

The heads of the departments concerned must contact other concerned parties based on the Emergency Measures Organizational Chart.

「留学・研修先などで事件・事故等が発生した場合の連絡網の体制」(国外連絡網)

#### Chart 3: System for Contacting the Concerned Parties on Campus in the Case of Emergency (in campus)

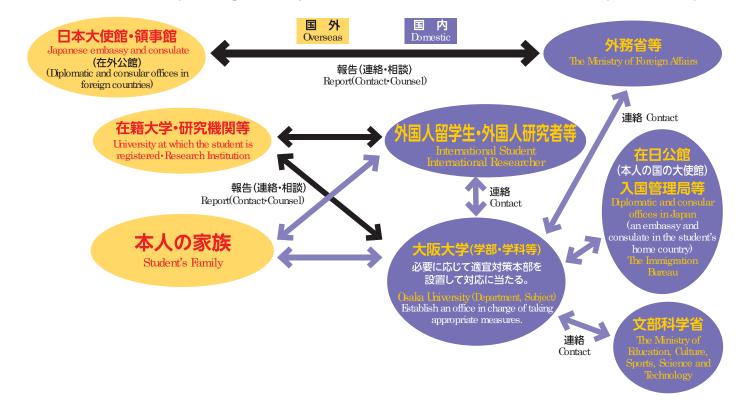
#### 別表4事件・事故等発生時の対応体制

Chart 4: Emergency Response System (for accidents or other incidents)



# 別表5 外国人留学生等に対する危機管理対応体制(国内・学外連絡網)

Chart 5: Safety Management System for International Students (within Japan • off campus)



# 大阪大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項

#### 大阪大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項 〔平成17年7月28日 総長裁定〕 第1条 この要項は、大阪大学(以下「本学」という。)における国際交流を推進する過程において発生する様々な事象に伴う危機に 迅速かつ的確に対処するため、その危機管理体制、対処方法等に関し必要な事項を定め、もって本学の国際交流を進める際の 第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部局 本部事務機構、各学部、各研究科、各附置研究所、各附属病院、附属図書館、各学内共同教育研究施設、各全国共同 第3条 この要項に定める危機管理の対象とする事象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 本学の教職員及び学生が海外において行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題 (2) 本学の外国人留学生及び外国人研究者等が行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題 (3) 本学の教職員及び学生の海外における安全に係わる重大な問題 (4) 本学の外国人留学生及び外国人研究者等の安全に係わる重大な問題 (6) その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要な問題 第4条 総長は、この本要項に定める危機管理を統括する責任者として、本学における危機管理体制、対処等に関し必要な措置を 2 各部局長は、当該部局における危機管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。

(目的)

教職員及び学生の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

利用施設及びその他これらに相当する組織をいう。 (2) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(対象とする事象)

- (5) 本学に対する社会的信頼を損なう問題

#### (総長等の責務)

- 講じなければならない。
- (危機管理体制の充実のための措置等)
- 第5条 総長及び部局長は、危機管理に関する資料の配付、研修の実施等により、日常的に危機管理体制の充実を図るもの とする。
- 2 総長及び部局長は、本要項に従い、第3条各号に規定する事象が発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに本学の 教職員及び学生に対し、必要な情報を提供しなければならない。
- (危機に関する情報収集)

第6条 本学の教職員及び学生は、第3条各号に定める緊急に対処すべき危機事象が発生し、又は発生するおそれのある情報を 得た場合は、部局長に通報しなければならない。

- 3 総長は、前項の報告を受けた場合には、当該危機の対処方針等を当該部局長と協議し、決定するものとする。
  - (対策本部の設置)
- 第7条 総長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る対策本部を設置するものとする。
- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 3 本部長は、総長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
- 4 副本部長は、理事(グローバル連携担当及びリスク管理担当)をもって充て、本部長を補佐する。

- 5 本部員は、本部長が指名する者をもって充て、対策本部の業務を処理する。
- 6 対策本部の事務は、関係部局等の協力を得て、国際部国際企画課及び国際学生交流課並びに安全衛生管理部で行う。
- 7 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

#### (事案処理の特例)

- 第8条 総長は、事案処理に際し、教職員及び学生の生命又は身体等の保護を図るため特に必要があると認める場合であって、緊 急を要すると認めるときは、必要とする役員会、経営協議会、教育研究評議会、部局長会議及び委員会等(以下「役員会等」とい
- う。)の審議を省略することができる。この場合においては、当該事案の対処の終了後に、役員会等に報告しなければならない。 2 総長は、1部局限りの危機で、当該部局限りで対処することが適切と判断する事象については、当該部局長にその対処を委ねる
- ことができる。
- 3 前項の場合において、当該部局長は、保健センター、国際教育交流センター、安全衛生管理部、国際部国際企画課及び国際学 生交流課等の協力を適宜得るものとする。
  - (総長が不在の場合の措置)

#### (雑則)

- 第10条 この要項に定めるもののほか、本学の国際交流等に伴う危機管理に関し必要な事項は、別に定める。
  - 附 則
  - この要項は、平成17年7月28日から施行する。
    - 附則
  - この改正は、平成19年10月1日から施行する。
  - 附 則
  - この改正は、平成26年4月1日から施行する。
    - 附則
- この改正は、平成28年10月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

2 前項の情報を得た部局長は当該危機の状況を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、総長に報告しなければならない。

第9条 総長が外国出張等により不在の場合は、あらかじめ総長が指名する理事がこの要項に基づき、危機管理に当たるものとする。